

土砂災害対応マニュアル作成の手引き

(要援護者施設用)



横 浜 市

平成 22 年 1 月

V e r . 1

はじめに

がけ崩れなどの土砂災害は、浸水害とは異なり、災害の規模や発生時刻の予測が難しい特性を持っています。また、過去の災害事例を伝承する方も少なく、危機意識が薄れてしまう傾向にあります。

このような中、平成 21 年 7 月の中国・九州北部豪雨では、山口県防府市で特別養護老人ホームが土石流に襲われ、7 名の尊い命が失われました。この災害では、行政の避難に関する情報伝達の不備が指摘されるとともに、要援護者施設が厚生労働省令などに基づき、あらかじめ作成しなければならない「非常災害に関する具体的な計画」の不備についても大きく報じられました。

横浜市では、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条「警戒避難体制の整備」第 2 項に基づき、要援護者施設に対して利用者の迅速かつ円滑な避難のため、気象警報や土砂災害に関する情報及び避難情報をファクシミリや E メールなどで伝達するものとしています。

要援護者施設においても、利用者などの生命・身体を守るために、大雨が降った際などにおける、がけ崩れなどの土砂災害に対応するための計画を整備することが求められています。しかしながら、土砂災害に対する計画は、消防計画のように一定の経験則や消防署の指導に基づき作成されてきたものと異なり、計画に定めるべき事項などが明確ではなく、施設側にとっては計画づくりになかなか着手できない状況となっています。

この解決策の一つとして、今回、土砂災害に対する計画に規定すべき事項や避難の考え方などを整理した「土砂災害対応マニュアル作成の手引き」を策定いたしました。要援護者施設の管理者等の皆様には、この手引きを活用して、土砂災害から施設利用者の安全を確保できるよう、事前対策としてマニュアルの作成に取り組んでくださるようお願いいたします。

**特別養護老人ホーム等に関わる
土砂災害ワーキンググループ**

～ 目次 ～

1	土砂災害とその特性とは	1
(1)	がけ崩れ	1
(2)	土石流（どせきりゅう）	1
(3)	地すべり	1
2	本手引きでの用語の定義について	2
(1)	土砂災害防止法	2
(2)	土砂災害警戒区域	2
(3)	土砂災害危険箇所	3
(4)	土砂災害警戒情報	3
(5)	気象警報	3
(6)	避難準備情報	3
(7)	避難勧告	3
(8)	避難指示	3
(9)	自主避難	4
(10)	土砂災害の前兆現象	4
3	なぜマニュアルが必要なのか	5
4	マニュアルに定めることは	6
(1)	目的	6
(2)	適用範囲	6
(3)	施設管理者の責務	6
(4)	施設職員の責務	7
(5)	利用者等の責務	7
(6)	各班の任務と組織	7
(7)	情報受伝達系統図	9
(8)	事前対策	10
(9)	避難誘導等	11
(10)	防災訓練	18
(11)	訓練	19
(12)	その他	20
別紙	（施設名）土砂災害対応マニュアルひな形	22

1 土砂災害とその特性とは

土砂災害とは、がけ崩れや、土石流、地すべりのことで、大雨や地震が引き金となって土砂が大量に移動するものです。一旦発生すると人命に関する危険性が高く、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

災害の特性は、

ア 突発的に大きな破壊力を持って発生すること

イ 発生場所や時刻、被害規模を正確に予測することが困難

ウ 地質、崩壊のしやすさ、地下水位などの条件が場所ごとに異なっており、この条件の変化を把握することが困難

などがあげられます。

(1) がけ崩れ

横浜市内で最も発生する可能性が高い土砂災害で、急な斜面が大雨などの影響で水分を含み、大量の土砂とともに崩れ落ちるものです。（地震により発生する場合があります。）



(2) 土石流（どせきりゅう）

山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、大雨などの水と一緒に、一気に流れ出てくるものです。流れの急な川や沢があるところで起こることが多いのが特性です。



(3) 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下部に向かって移動する現象で、広範囲にわたり発生するのが特性です。



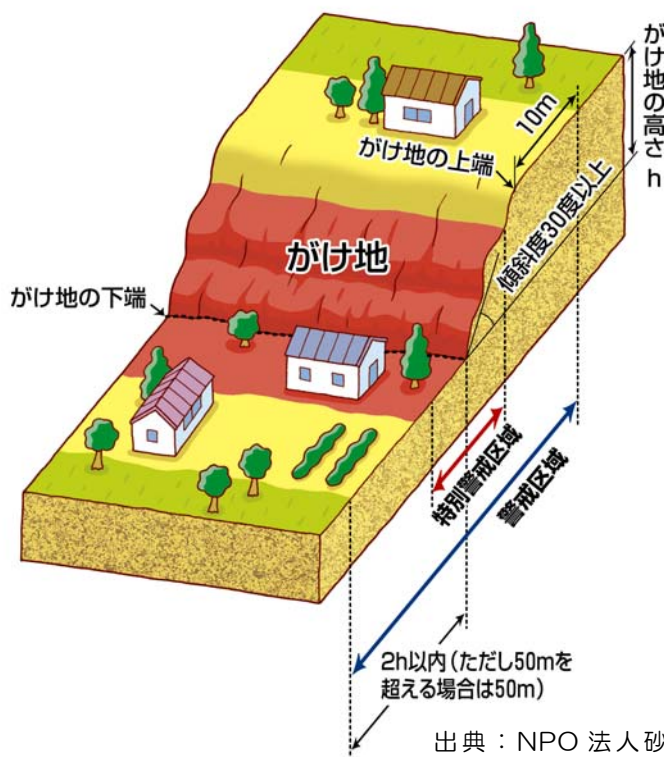
2 本手引きでの用語の定義について

(1) 土砂災害防止法

平成 11 年 6 月に広島県で発生した土石流やがけ崩れ(土砂災害 325 件、死者 24 人)の教訓を基に、平成 12 年 5 月 8 日公布された「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」のことで、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の危険の周知、避難に関する情報の伝達などの体制整備や住宅等の立地抑制、移転促進等のソフト対策を推進する法律です。

(2) 土砂災害警戒区域

斜面の崩壊などが発生した場合に、市民の生命身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことです。



◆ 土砂災害警戒区域指定要件 ◆

< がけ地の場合 >

- ・ 傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5 m 以上の区域
- ・ がけ地上端から水平距離が 10 m 以内の区域
- ・ がけ地下端から急傾斜地の高さの 2 倍 (50m を超える場合は 50 m) 以内の区域

※ 現在、市内では「特別警戒区域」は、指定されていません。

出典：NPO 法人砂防広報センター

※ 市内土砂災害警戒区域指定場所（平成 22 年 1 月 13 日現在）

南区 150 か所・西区 59 か所 計 209 か所

※ 土砂災害警戒区域告示図書の閲覧：神奈川県砂防海岸課のホームページ
URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/keikai/ko uji.html>

※ 土砂災害ハザードマップ（横浜市作成の土砂災害警戒区域を示した地図）
横浜市まちづくり調整局のホームページ

URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/takuchi/gake/h map/zooma/hm-minamiku-a/>

ただし南区の西部及び西区は区域指定されたばかりで、現時点では閲覧できません。（平成 22 年 1 月 13 日現在）

(3) 土砂災害危険箇所

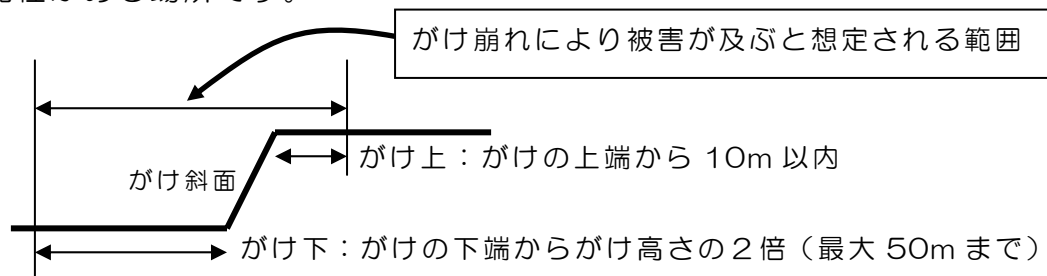
がけ崩れなどにより被害のおそれのある箇所で、土砂災害の発生や被害が及ぶ範囲を示したものではありません。

危険箇所の周辺では、がけ崩れによる被害が及ぶ範囲は、概ね次のとおりと想定されます。

ア がけの下：がけ下端からがけの高さを2倍した範囲内（最大50m）

イ がけの上：がけ上端から10m以内の範囲

なお、ア、イの範囲は、今後、土砂災害警戒区域として指定を受ける可能性がある場所です。



※ 土砂災害危険箇所マップの閲覧：神奈川県砂防海岸課ホームページ

URL: http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/dosha/i_ykhm.html

(4) 土砂災害警戒情報

大雨による「がけ崩れ」や「土石流」の危険度が高まった時、区長又は市長が避難勧告等（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。（「地すべり」は、発生の予測が特に難しいためこの情報には含まれていません。）

(5) 気象警報

気象等の現象により、重大な災害が発生するおそれがあると予測される時に横浜地方気象台が発表するものです。土砂災害に係る警報としては、「大雨警報」があり、横浜市の発表基準は、1時間雨量45mmまたは土壌雨量指数91以上の場合となっています。

※ 土壌雨量指数とは、降雨が土の中に浸透した値です。

(6) 避難準備情報

避難行動に時間を要する要援護者が避難開始をしなければならない段階で、区長又は市長が発令する、避難行動を促す情報です。

要援護者施設では利用者の避難を開始してください。

(7) 避難勧告

人的被害の発生する可能性が明らかに高まったときに、区長又は市長が発令する、避難行動を開始するよう促す情報です。

発令対象区域の市民が避難を開始します。

(8) 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断されたときに、区長又

は市長が発令する、避難行動を開始するよう強く指示するものです。

発令対象区域の市民は直ちに避難を開始します。

(9) 自主避難

自ら得た土砂災害の前兆現象や土砂災害警戒情報に基づき、自ら安全な場所へ避難することです。土砂災害から身を守るためには早期に自主避難することが最も重要であり、日頃から災害に対する知識を学ぶことや気象情報の収集、土砂災害の前兆現象の把握に努めてください。

※ 前兆現象を把握するためにはがけに近づくことは大変危険です。屋内やがけから一定の距離をとった安全な場所で行ってください。

(10) 土砂災害の前兆現象

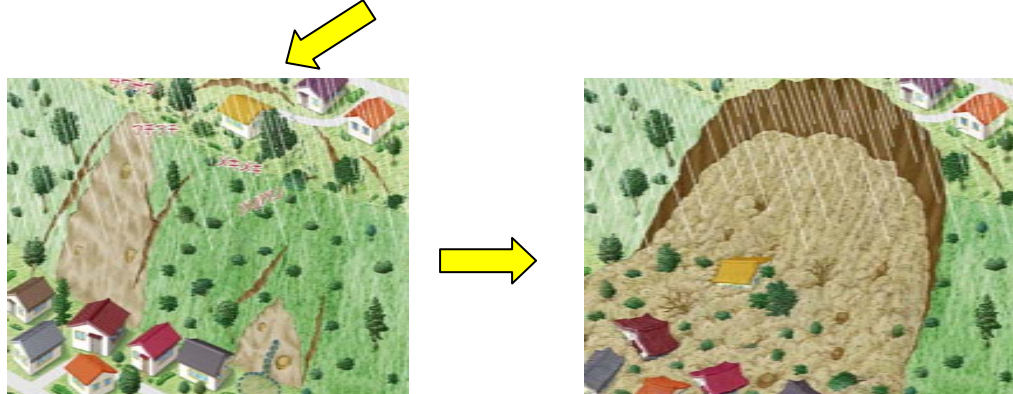
土砂災害（がけ崩れ）が発生する前にしばしば現れる前触れとなる現象です。主なものは次のとおりです。

- ① がけの表面に水が流れ出す。（わき水の増加）
- ② がけから水が噴き出す。（新たなわき水の発生）
- ③ がけから小石がパラパラと落ちる。
- ④ がけからの水が濁りだす。
- ⑤ がけの樹木が傾く。
- ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
- ⑦ 樹木の倒れる音がする。（倒木）
- ⑧ がけに割れ目が見える。
- ⑨ がけの斜面がふくらみだす。
- ⑩ 地鳴りがする。

<がけ崩れ発生までのイメージ>



雨が段々強くなり、わき水の量が増えがけから小石がぱらぱら落ちる、樹木が傾く。



樹木がバキバキと音を立て倒れ始め、がけに割れ目が入り、がけが崩れる。

3 なぜマニュアルが必要なのか

土砂災害の特性を理解し、事前に施設職員の役割、避難方法や必要な措置を講ずることにより、施設利用者等の生命身体の安全を確保することが施設管理者等に課せられた責務です。

しかし、非常時の任務や情報連絡をするためのルートなどが定まっていない状況では、適切な対応をとることは困難であり、利用者の安全確保はできません。この責務を果たすためには、施設管理者の的確な指揮のもと、施設職員が、あらかじめ定められたルールに従い個々の任務を遂行することが重要です。このため、マニュアル（非常災害計画）を整備する必要があります。

<参考：マニュアル策定の根拠>

要援護者施設に対しては、厚生労働省令で運営等の基準が定められています。また、有料老人ホームについては、厚生労働省より設置運営標準指導指針が示されています。

◆特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（抜粋）

（非常災害対策）

第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

◆児童福祉施設最低基準（抜粋）

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

◆有料老人ホーム設置運営標準指導指針（抜粋）

6 施設の管理・運営

（3）緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

このほか、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」などにも同様の基準が定められています。

4 マニュアルに定めることは

(1) 目的

人命を確保することがマニュアルの最も重要な目的です。このために必要な事項を定めることを記載します。

<記載例>

1 目的

このマニュアルは、社会福祉法人〇〇〇特別養護老人ホーム〇〇〇近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

(2) 適用範囲

マニュアルが適用される対象を定めます。

<記載例>

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、社会福祉法人〇〇〇特別養護老人ホーム〇〇〇（以下「ホーム〇〇〇」という。）に勤務する職員及び居住又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

(3) 施設管理者の責務

施設管理者が利用者の安全確保のために果たすべき責務を明らかにするとともに、その役割を記載します。

<記載例>

3 施設管理者の責務

施設管理者は、ホーム〇〇〇における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、横浜市の配信する防災情報Eメールの受信登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

※ 防災情報Eメール

防災に関する各種情報（気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、避難情報等の緊急のお知らせ、震度情報、河川水位情報など）を携帯電話やパソコンに横浜市から受信登録者に配信するものです。

<登録方法>

① 空メールを送る方法

<mailto:entry-yokohama@bousai-mail.jp> へ空メールを送ると登録案内が返信されますので、案内に従って登録してください。

② QRコードを読み取りアクセスする方法

右記のQRコードを携帯電話で読み取り防災情報登録サイトにアクセスして登録してください。



(4) 施設職員の責務

施設職員の責務を明らかにし、施設管理者の指揮のもと利用者の安全を確保することを記載します。

< 記載例 >

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

(5) 利用者等の責務

利用者が自らの身を守るため、施設管理者等の指示に従うことを記載します。

< 記載例 >

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

(6) 各班の任務と組織

施設管理者の指揮のもと職員で構成する、土砂災害に対応するための各班の任務と組織図を記載します。ここでは、的確な情報の収集と伝達や迅速な避難行動ができるよう、誰が何をするのかを明らかにします。

< 記載例 >

6 各班の任務と組織

(1) 各班の任務

ア 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

イ 情報受伝達班

〇〇区役所総務課から提供される、気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備情報、勧告、指示などの情報を確実に入手し、指揮班に伝達する。また、情報収集班等が入手した情報（がけ崩れの前兆現象や被災した際の被害状況など）を適宜、区役所・消防署へ通報する。

ウ 避難誘導班

避難準備情報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れの前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

エ 情報収集班

テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れの前兆現象の把握及び被害情報等を収集し、指揮班及び情報受伝達班へ必要事項を報告する。

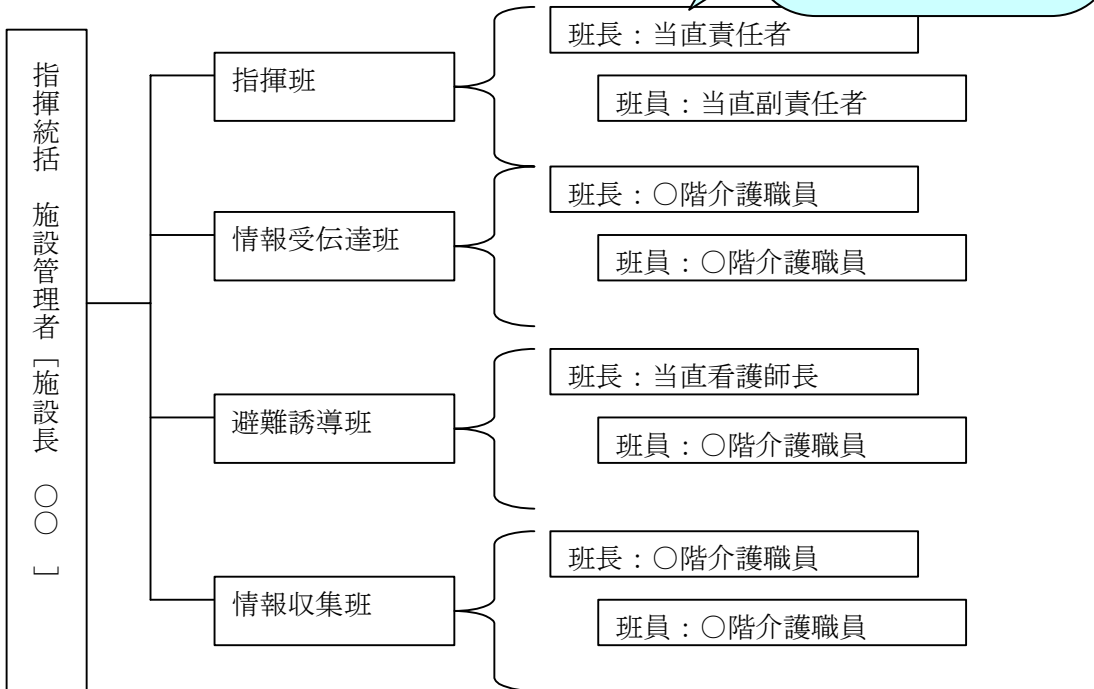
< 記載例 >

(2) 組織図

ア 昼間体制



イ 夜間体制



※ 夜間体制に移行する際は、各班の班長を含め必ず役割確認を実施すること

※ 職員が固定できないなど、役職名等により各班を編成する場合は、必ず誰が何班で何をやるのかなど、役割確認をします。

(7) 情報受伝達系統図

災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、情報が重要となります。横浜市では、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等に立地する要援護者施設へ気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備情報などの警戒避難情報をファクシミリやEメールを活用して伝達するものとしています。

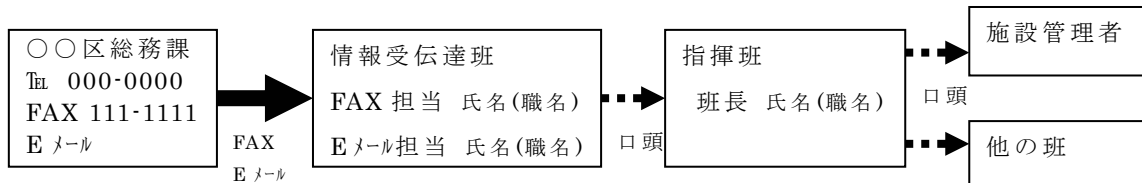
また、施設では、土砂災害の前兆現象やがけ崩れによる人的・物的被害状況など、迅速な救助・救援に必要な情報を区役所や消防署へ伝達又は通報することや、緊急時に直ちに避難準備・誘導など施設利用者等の安全を確保するために必要な連絡をする必要があります。

そのため、あらかじめ情報の伝達手段、伝達ルート及び緊急時連絡先一覧を定めマニュアルに記載するとともに、誰もが確認できるよう施設内に掲出します。

<記載例>

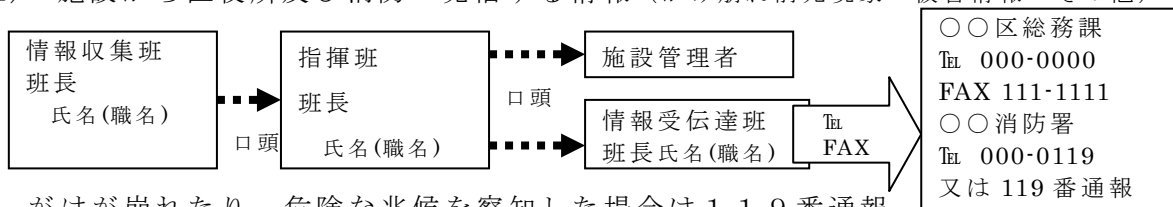
7 情報受伝達系統図

(1) 区役所からの情報（気象情報・土砂災害警戒情報・避難準備情報・避難勧告・指示）



※ 避難勧告・指示については区役所や消防職員等からの口頭による直接伝達有り

(2) 施設から区役所及び消防へ発信する情報（がけ崩れ前兆現象・被害情報・その他）



※ がけが崩れたり、危険な兆候を察知した場合は119番通報

<通報例>

- ①どこで・・・住所：〇〇区〇〇町1-1老人ホーム〇〇〇〇Telは000-0000です。
- ②なにが、どうなった・・・北側のがけが少しずつ崩れてきました。
- ③今の対応は・・・入所者を2階以上の南側に避難誘導しています。
- ④負傷者は・・・負傷者はいません。

(3) 施緊急連絡先一覧

名 称	電 話	ファクシミリ	Eメール
〇〇区役所総務課			
〇〇消防署			
〇〇警察署			
〇〇地域ケアプラザ			
〇〇地域防災拠点			
〇〇介護タクシー			
〇〇町内会会長			

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲出すること

(8) 事前対策

気象情報から、台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まる
ことが予測される場合は、事前対策として施設職員の増員と役割確認、
飲料水・食料・医薬品・オムツなどの非常持ち出し品の準備、避難先へ
の連絡及び患者搬送車等移送手段の確保など、迅速な避難体制を整える
とともに、デイサービスの中止を検討します。

<参考>

気象庁では、台風災害に備えた早期の防災準備活動の支援を目的と
して、平成 21 年 4 月 22 日以降に新たに発生する台風に対して、従
来の 3 日先までの予報に加えて、4 日および 5 日先の進路の予報を発
表しています。このような情報を積極的に入手し、事前対策に活用し
てください。

気象庁台風情報のURL: <http://www.jma.go.jp/jp/typh/>

<記載例>

8 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される
場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止などを検討するととも
に、各職員の役割分担を再確認する。

(9) 避難誘導等

避難誘導は、利用者等の生命・身体を守るための最も重要なことです。
次に示す、「土砂災害（がけ崩れ）から身を守るための要援護者施設
における避難の基本的な考え方」を参考に避難方法を検討してください。

**土砂災害（がけ崩れ）から身を守るための
要援護者施設における避難の基本的な考え方**

避難の基本的な考え方は、次のように国や神奈川県から示された避難方法
に基づいたものです。

- I 土砂災害警戒避難ガイドライン（H19.4 国土交通省砂防部）抜粋
「避難所避難経路の安全確認～不測の事態においては、自宅や隣接する
R C 構造建物の 2 階以上等、安全と思われる場所に避難することを考える
ことが必要です。」
- II 避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン（H17 内閣府）抜粋
「周囲の建物より比較的高い鉄筋コンクリート建造物の 2 階以上（斜面と
反対側の部屋）に避難することを心がけること。」
- III 土砂災害警戒避難体制の整備手順（案）（H19.8 神奈川県砂防海岸課）抜粋
避難所として使用可能な施設構造として「R C 構造で、2 階以上が望まし
い。」

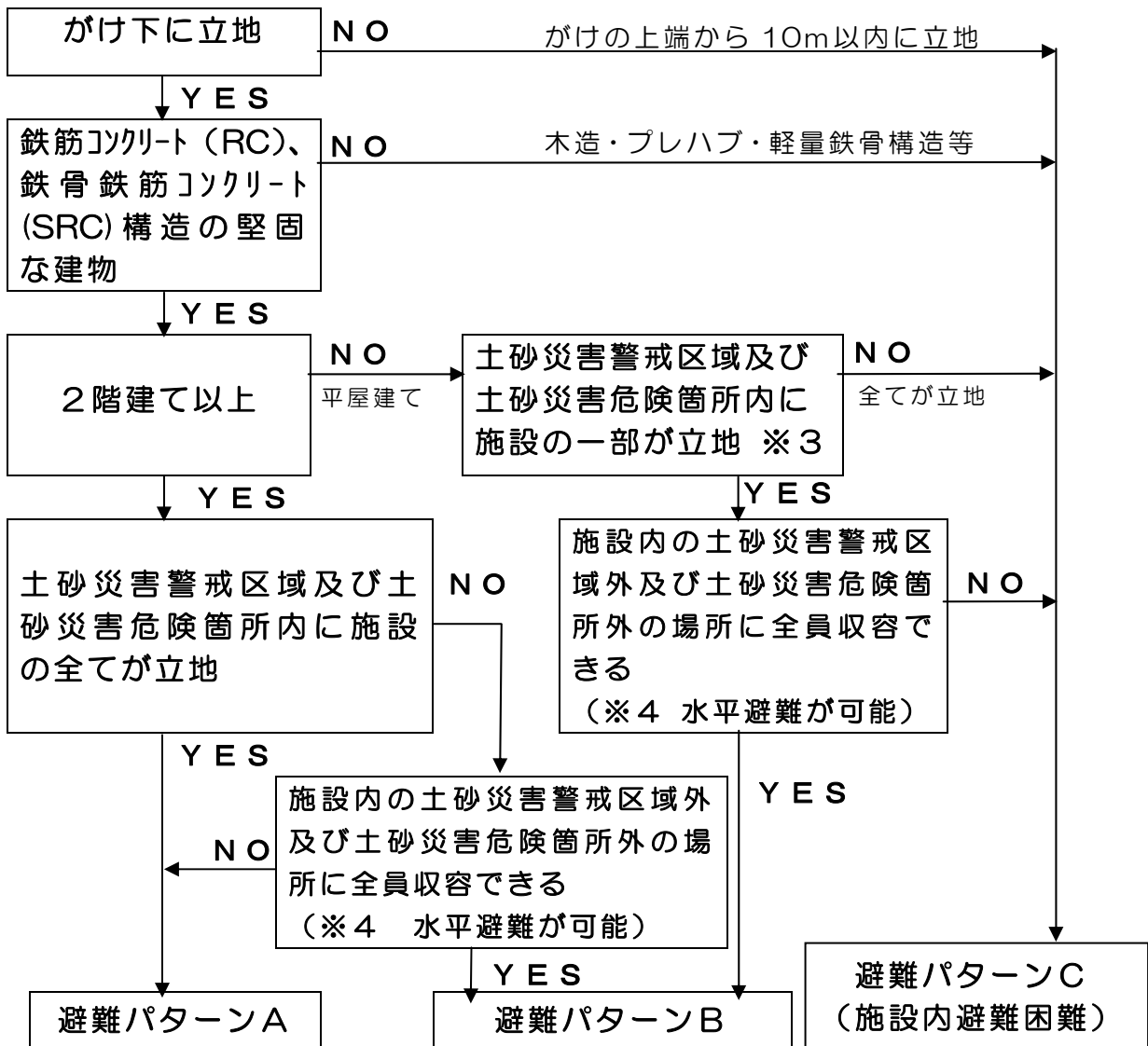
1 避難はどうすればよいでしょうか？

がけ崩れなどの土砂災害から身を守るためには、できる限り早い時期に
「がけから離れた安全な場所（※1）」に避難することが原則ですが、外部
への避難が困難（※2）である場合は、施設内避難を検討します。

- ※1 「がけから離れた安全な場所」とは、
 - I 土砂災害警戒区域外のことです。
 - II 土砂災害危険箇所に立地する場合は、
 - ① がけ下：がけ下端からがけの高さの 2 倍（最大 50m）を超えた場所
 - ② がけ上：がけ上端から 10m を超えた場所
- ※2 外部への避難が困難な場合とは？
 - I 施設利用者が寝たきりなど移送することが困難な場合
 - II 既に大量の降雨があり、移送が危険な場合
 - III 次のような、がけ崩れの前兆現象が発生している場合
 - ① がけの表面に水が流れ出す。（わき水の増加）
 - ② がけから水が噴き出す。（新たなわき水の発生）
 - ③ がけから小石がパラパラと落ちる。
 - ④ がけからの水が濁りだす。
 - ⑤ がけの樹木が傾く。
 - ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
 - ⑦ 樹木の倒れる音がする。（倒木）
 - ⑧ がけに割れ目が見える。
 - ⑨ 斜面がふくらみだす。
 - ⑩ 地鳴りがする。
 - IV がけが既に崩壊している場合
 - V 避難経路が、がけ崩れで通行不能な場合 など

★施設内避難判断フロー★

施設の状態によって避難方法が区別できます。次のフローにしたがって、避難方法を確認します。

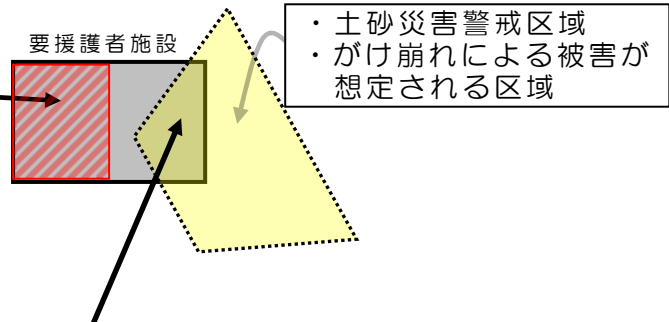


- パターンA：施設内の2階以上の階層で、がけ斜面と反対側へ避難します。(垂直移動)
- パターンB：施設内で危険区域から外れた場所(がけ斜面と反対側)へ避難します。(水平移動)
- パターンC：施設の車両や介護タクシーなどを活用して、あらかじめ選定した避難場所(施設)、または、屋外の警戒区域外へ避難します。
(施設内避難困難)
- ※ がけ下に立地し、木造・軽量鉄骨・プレハブ造りなど堅固でない2階建て以上の施設で、がけが崩れ始めた場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な「緊急やむを得ない場合」は最低限のリスク回避として、2階以上で、がけ斜面と反対側に避難することも考慮してください。

※3 「土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所内に施設の一部が立地」
とは？

※4 「水平避難が可能」とは？

※4 水平避難可能なエリア
(以下「危険区域外」という。)
このエリアに避難すること
です。
なお、危険区域外に避難者を
収容できない場合は、NO を選
択してください。



※3 土砂災害危険区域及び土砂災害危険箇所に一部立地する施設のエリア
施設の全てが危険区域に立地する場合は NO を選択してください。

2 屋外避難に備えて

迅速で安全な屋外避難のために、普段から施設管理者等は次のことを検討しておきましょう。

① 避難経路の選定

- ◆ がけの下や浸水のおそれのある場所をできる限り避けた、複数の安全な経路の選定

② 非常持ち出し品の確保

- ◆ 施設利用者が必要とする、飲食料品・医薬品・オムツなどの日常生活物資などを直ちに持ち出すための準備

③ 避難先の選定と避難施設利用協定

- ◆ 施設利用者の状態に応じ、同様の施設をあらかじめ避難先として選定
- ◆ 避難先となる施設との利用協定や覚書などの締結

④ 利用者の搬送手段と搬送協定

- ◆ 搬送用施設車両の準備
- ◆ 介護タクシー、患者搬送車などの搬送事業者の非常時連絡先の確認
- ◆ 搬送事業者との緊急時の搬送協定や覚書の締結

※ 横浜市患者等搬送事業認定事業者一覧：横浜市安全管理局ホームページ
URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/seikatsu/emergency/minkan.html>

3 情報を知る努力

気象注警報、土砂災害警戒情報やがけ崩れの前兆現象など、自ら「情報を知る努力」をお願いします。

情報収集は、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に実施してください。

また、区役所からは要援護者施設に気象情報や避難準備情報等をFAXやEメールで伝達をするとともに、危機管理室からは防災情報Eメール登録者に各種防災情報を提供します。

これらの、防災情報を入手した場合は、次の対応をお願いします。

① 大雨警報や台風等の気象情報

非常時の役割分担の再確認、施設職員の増員検討、避難手段の確認（避難先・介護タクシー等事業者への連絡、支援の確認）、医薬品などの非常持ち出し品の準備、デイサービスの中止検討、利用者の一時帰宅の要請などに配慮してください。

② 土砂災害警戒情報

がけ崩れの前兆現象の把握、避難経路の確認、避難準備を開始してください。

③ 避難準備情報

非常時の役割分担に応じて、施設利用者の避難誘導を開始してください。

④ 避難勧告・指示

直ちに避難行動を実施してください。

⑤ がけ崩れの前兆現象を把握した場合

自主避難を検討するとともに、区役所（総務課）や119番消防へ連絡又は通報してください。

また、日頃から施設周囲のがけの点検や観察を実施することにより、降雨時のがけの異常などの前兆現象が把握しやすくなります。あわせて、過去のがけ崩れなどの災害履歴を地域の方とのコミュニケーションにより入手しておくことが迅速な避難行動につながります。

なお、施設周辺の町内会・自治会などから避難誘導の支援などを得られるよう事前に応援協定を締結しておくことについても考慮してください。

<記載例：避難パターンAの場合>

9 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

施設内の2階層以上のがけ斜面と反対側の場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

ア 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、次に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、区役所からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

<がけ崩れの前兆現象>

- ① がけの表面に水が流れ出す（わき水の増加）
- ② がけから水が噴き出す。（新たなわき水の発生）
- ③ がけから小石がパラパラと落ちる。
- ④ がけからの水が濁りだす。
- ⑤ がけの樹木が傾く。
- ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
- ⑦ 樹木の倒れる音がする。（倒木）
- ⑧ がけに割れ目が見える。
- ⑨ 斜面がふくらみだす。
- ⑩ 地鳴りがする。

※ 前兆現象を確認するために、がけに近づくことは危険であるので、施設内から確認できる範囲で把握すること。

イ 区役所等からの情報に基づく判断

- ① 大雨洪水警報：避難準備開始
- ② 避難準備情報又は土砂災害警戒情報：避難開始
- ③ 避難勧告：避難開始
- ④ 避難指示：避難開始

(3) 避難方法

ア エレベーター

- | | |
|-----------|---------|
| ① ストレッチャー | ② 担架 |
| ③ 車いす | ④ ベッドごと |

イ 階段

- | | |
|-------------|---------|
| ① 徒歩（歩行可能者） | ② 担架搬送 |
| ③ いす搬送 | ④ 背負い搬送 |

(4) 避難経路の選定

施設内の避難経路は、別図1のとおりとする。（施設内にあらかじめ避難路を記載した図面を誰もが確認できる場所へ掲出します。）

(5) 施設外避難

施設内に避難できない場合は、〇〇地域ケアプラザ又は〇〇小学校地域防災拠点に避難する。移送手段は施設保有の車両、患者搬送車及び介護タクシーを活用する。
（あらかじめ安全な避難場所を検討し、事前選定することが重要です。）

(6) 地域との連携

〇〇町内会との応援協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

なお、応援協定を締結している施設近隣地域に避難勧告等が発令されている場合は避難対象区域内の住民の避難場所として開放する。

（地域に避難場所として開放できる施設は鉄筋コンクリート（RC）・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造りなどの堅牢な2階建て以上の施設の場合です。）

<記載例：避難パターンBの場合>

9 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

1階の利用者を施設内のがけ斜面と反対側の危険区域外のスペースに避難誘導する。ただし、当該スペースに1階利用者の全てを収容できない場合は、2階層以上のがけ斜面と反対側の場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

避難パターンAと同様

(3) 避難方法

ア 避難誘導班は、歩行困難な方を優先して、車いす、ベッド、ストレッチャー、担架等を活用し、施設内の危険区域外へ移送する。

イ 歩行可能な方に対しては、避難エリアを的確に伝達し、避難誘導班が避難支援を実施する。

ウ 2階への避難が必要な場合は、がけ斜面と反対側のエレベータ、階段を利用して、避難誘導する。

(4) 避難経路の選定

避難パターンAと同様

(5) 施設外避難

避難パターンAと同様

(6) 地域との連携

避難パターンAと同様

<記載例：避難パターンCの場合>

9 避難誘導等

(1) 避難誘導の原則

危険区域から離れた施設外の安全な場所へ避難誘導する。

(2) 避難準備

ア 非常持ち出し品の準備（食料・飲料水・オムツ・ラジオ・その他）

イ 移送手段の確保（施設所有車両運転者の準備・介護タクシー、患者搬送事業者への連絡）

ウ 避難先への連絡（受入可否の確認）

(3) 避難の判断

避難パターンAと同様

(4) 避難場所

ア 第1避難場所：社会福祉法人〇〇会特別養護老人ホーム〇〇

イ 第2避難場所：〇〇地域ケアプラザ

ウ 第3避難場所：〇〇小学校体育館（地域防災拠点）

(5) 避難方法

ア 避難誘導班は、歩行困難な方を優先して、車いす、ストレッチャー、担架等で移送用の車両に搬送し、受入可能な施設に避難させる。

イ 歩行可能な方に対しては、移送用車両に誘導し、受入可能な施設に避難させる。

ウ がけが崩れ始めたり避難路が既に土砂や冠水により通行不能など、緊急やむを得ない場合は、2階以上の階層で斜面と反対側に避難することも考慮する。

(6) 避難路の選定

避難路は、別図1のとおりとする。（危険ながけを避けた安全な経路をあらかじめ選定（できる限り複数の経路を選定することが望ましい。）し、避難路を記載した図面を誰もが確認できる場所へ掲出します。）

(7) 地域との連携

〇〇町内会との応援協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

(10) 防災教育

災害は、非日常の出来事であり、予想できない結果をもたらします。特に土砂災害は、発生の時期や規模を予測することが難しいものであり、事前に災害の特性や過去の災害事例の教訓を学ぶとともに、施設が立地している周辺の災害履歴を知ることが、初期対応の要となります。

マニュアル作成のみでは、非常時に迅速的確な行動を期待することはできません。マニュアルに定めている個々の職員の役割が理解されてこそ利用者等の安全確保につながります。そのためにも重要となるのが防災教育です。

< 記載例 >

10 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

ア 土砂災害の危険性

- ① 過去の災害事例
- ② 教訓
- ③ 施設周辺の災害履歴 等

イ 土砂災害の前兆現象

8 避難誘導等(2)避難の判断ア自主避難の判断に記載されている土砂災害の前兆現象について理解を深める。

ウ 情報受伝達体制

- ① 情報の種別（気象情報・避難情報）
- ② どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されるのか
- ③ 入手した情報を誰に、どう伝達するのか

エ 避難判断・誘導

- ① 自主避難の判断と重要性（がけ崩れの前兆現象、避難準備情報等）
- ② 避難場所の選定（安全な避難場所の事前選定の重要性）
- ③ 誰が誰をどのように誘導又は避難措置するのか

オ マニュアルの周知

- ① 班体制の確認
- ② 職員の役割確認

(2) 教育時期

出水期を迎える時期に防災教育を実施する。

時 期	実施予定月
梅雨入り前	5 月中旬
台風発生時期前	9 月初旬

(11) 訓練

防災教育と同様に、マニュアルを効果的に活用するためには、訓練が欠かせません。

訓練は、マニュアルに基づき実施することを基本とし、個々の職員の役割を確認するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、必ず事後検証を行い、マニュアルの不備な点はこれを修正します。また、訓練実施時期は、防災教育と一体的に実施することにより、その効果が高まります。

< 記載例 >

11 訓練

訓練は、防災教育と一連で実施することが望ましいことから、教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ア 情報受伝達訓練（情報の受け方及び情報の発信方法）
- イ 避難判断訓練（特に自主避難についての判断）
- ウ 避難誘導訓練（誰が、誰を、どこへ誘導するのか）
- エ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、階段避難方法）

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの修正に反映させる。

(12) その他

別図として、避難路（屋内・屋外）、施設周辺状況図などを作成し、マニュアルに記載するとともに、施設職員が直ちに確認できるよう施設内に掲出しておきます。

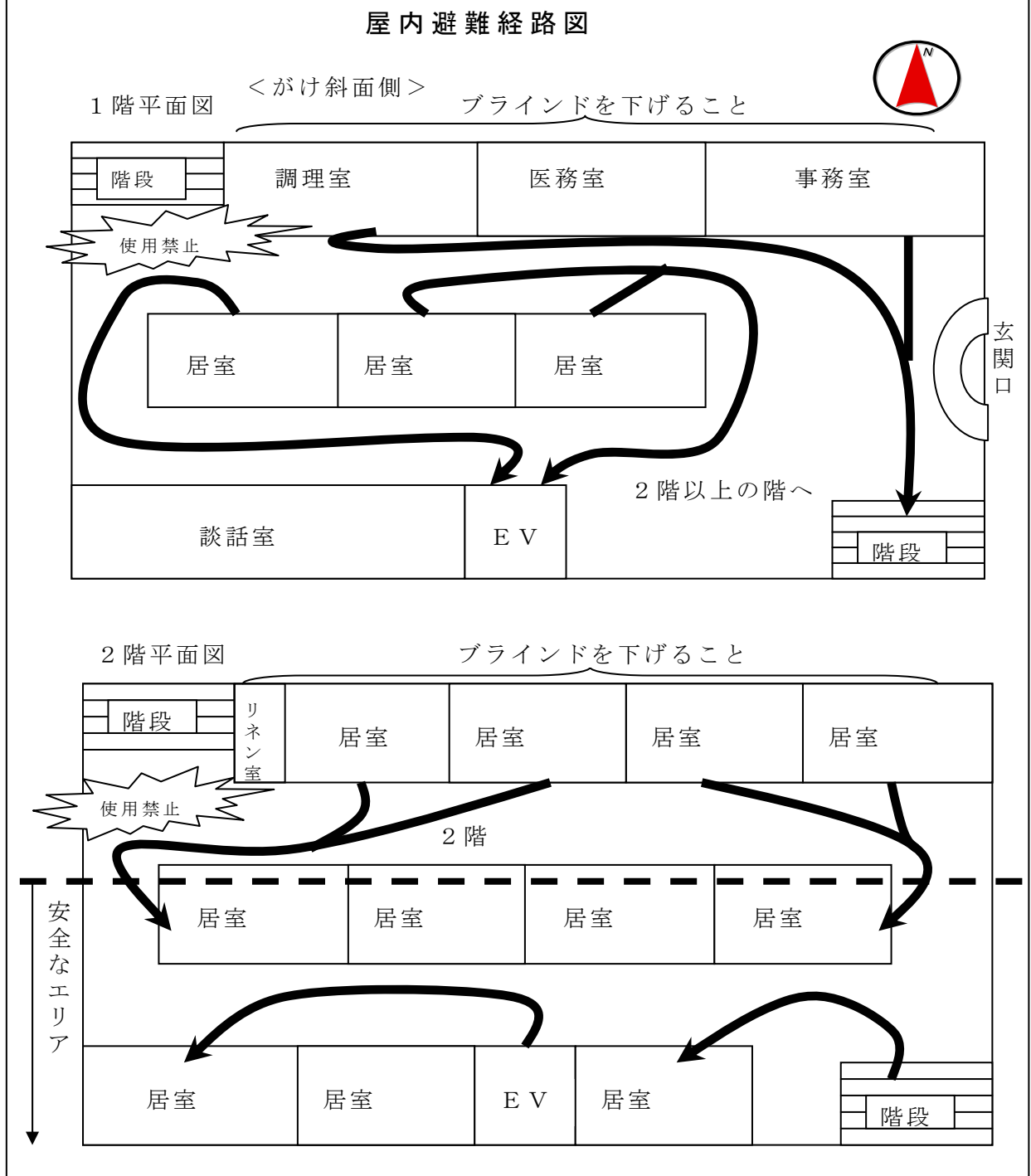
< 記載例 >

< 添付資料 >

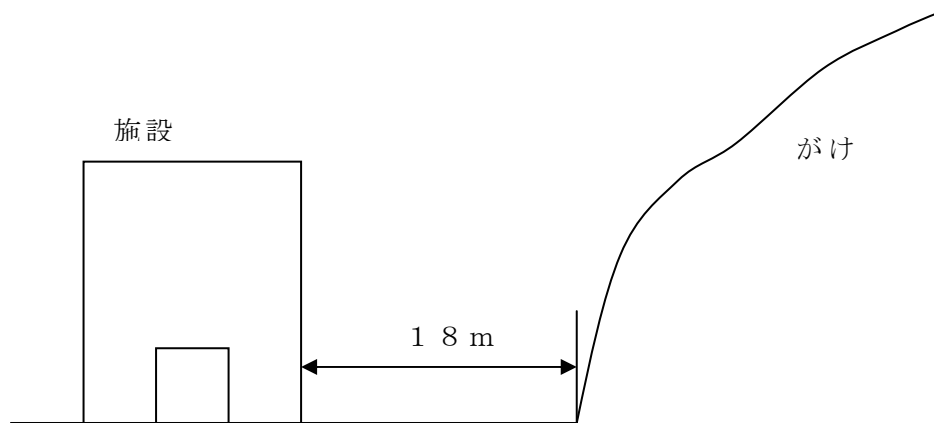
別図 1 : 屋内避難経路図 別図 2 : 施設周辺状況図

※ 別図 1 及び別図 2 を施設内に掲出すること

別図 1



施設周辺状況図



<鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造施設用>

(施設名) 土砂災害対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、[施設名] 近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、[施設名] に勤務する職員及び居住又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、[施設名] における土砂災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、横浜市の配信する防災情報 Eメールの受信登録を自ら実施するとともに、職員に対しても登録するよう勧奨する。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命の確保のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務と組織

(1) 各班の任務

ア 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

イ 情報受伝達班

〇〇区役所総務課から送付される、気象警報、土砂災害警戒情報、避難準備情報、勧告、指示などの情報を確実に入手し、指揮班に伝達する。また、情報収集班等が入手した情報（がけ崩れの前兆現象や被災した際の被害状況など）を適宜、区役所・消防署へ通報する。

ウ 避難誘導班

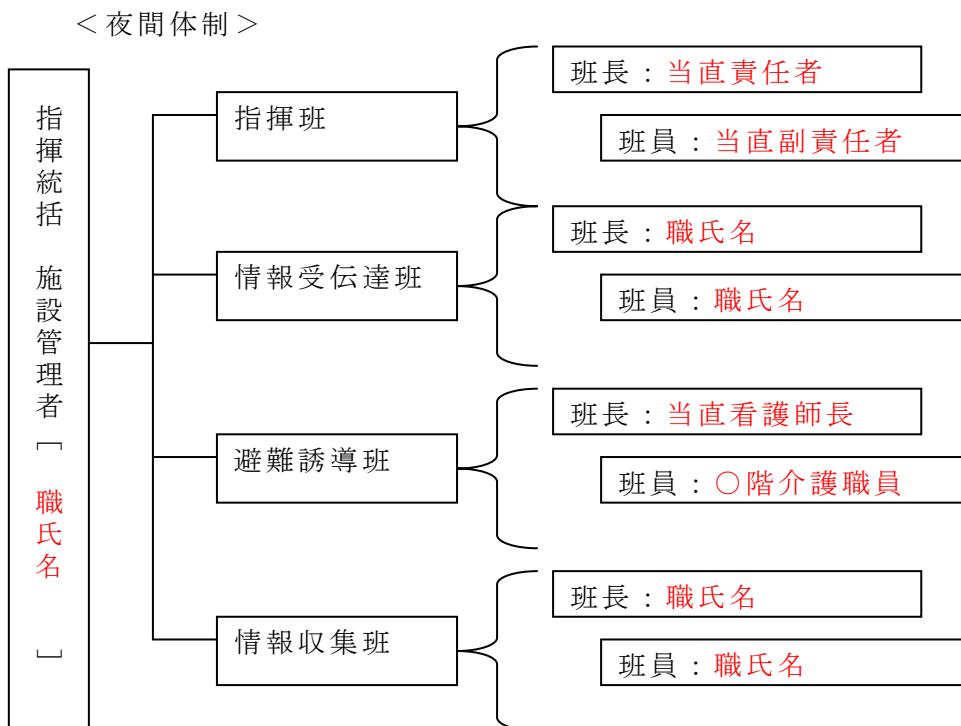
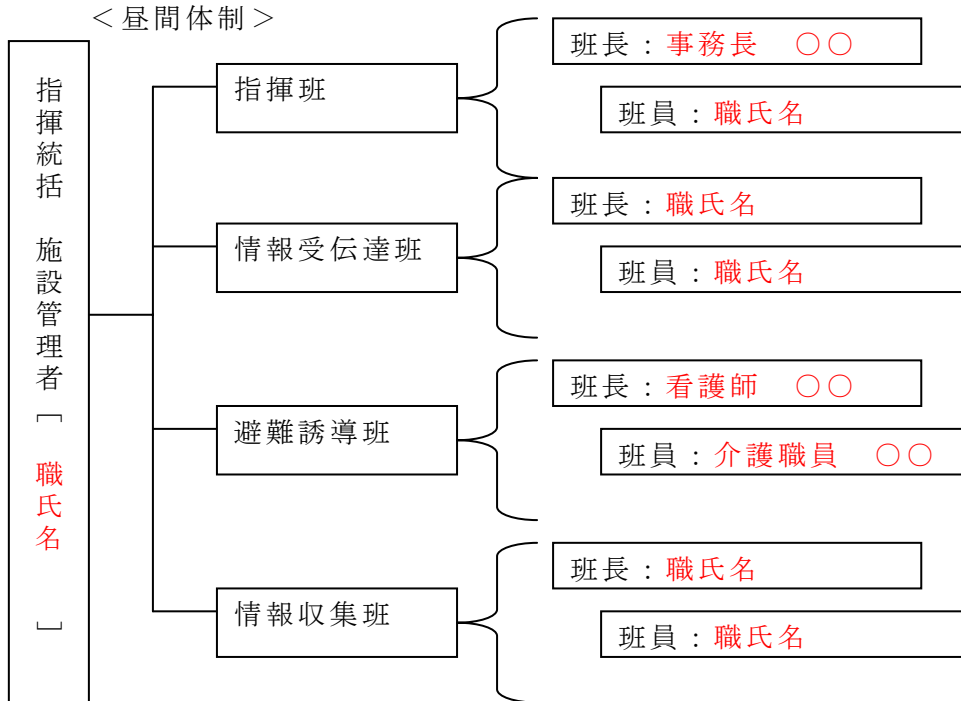
避難準備情報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れの前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避

難誘導する。

エ 情報収集班

テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用した情報収集、がけ崩れの前兆現象の把握及び被害情報等を収集し、指揮班及び情報受伝達班へ必要事項を報告する。

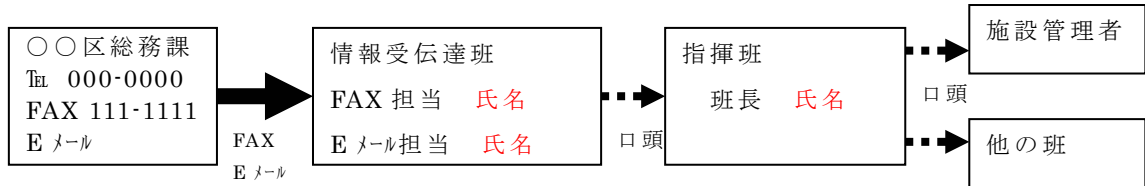
(2) 組織図



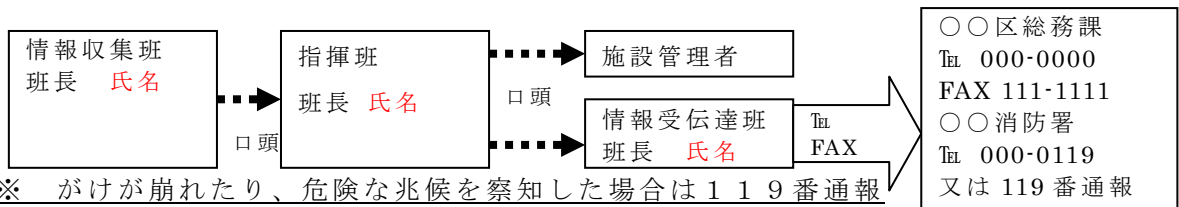
※ 夜間体制に移行する際は、各班の班長を含め必ず役割確認を実施すること

7 情報受伝達系統図

- (1) 区役所からの情報（気象情報・土砂災害警戒情報・避難準備情報・避難勧告・指示）



- (2) 施設から区役所及び消防へ発信する情報（がけ崩れ前兆現象・被害情報・その他）



※ がけが崩れたり、危険な兆候を察知した場合は119番通報

<通報例>

- ①どこで・・・住所：〇〇区〇〇町1-1 ABCホーム Telは000-0000です。
- ②なにが、どうなった・・・北側のがけが少しずつ崩れてきました。
- ③今の対応は・・・入所者を2階以上の南側に避難誘導しています。

- (3) 緊急連絡先一覧

名称	電話	ファクシミリ	Eメール
〇〇区役所総務課			
〇〇消防署			
〇〇警察署			
〇〇地域ケアプラザ			
〇〇地域防災拠点			
〇〇介護タクシー			
〇〇町内会会長			

※ 情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲出すること

8 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

9 避難誘導等

- (1) 避難誘導の原則（※手引きの避難パターンAの場合）

施設内の2階層以上のがけ斜面と反対側の場所へ避難誘導する。

- (2) 避難の判断

ア 自主避難の判断

避難で最も重要となるのが、自主避難の判断であり、次に示す土砂災害の前兆現象を確認した際には、区役所からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

<土砂災害の前兆現象>

- ① がけの表面に水が流れだす。(わき水の増加)
- ② がけから水が噴きだす。(新たなわき水の発生)
- ③ 小石がパラパラと落ちる。
- ④ がけからの水が濁りだす。
- ⑤ がけの樹木が傾く。
- ⑥ 樹木の根が切れる音がする。
- ⑦ 樹木の倒れる音がする。(倒木)
- ⑧ がけに割れ目が見える。
- ⑨ 斜面がふくらみだす。
- ⑩ 地鳴りがする。



※ 前兆現象を確認するために、がけに近づくことは危険であるので、施設内から確認できる範囲で把握すること。

イ 区役所等からの情報に基づく判断

- ① 大雨洪水警報：避難準備開始
- ② 避難準備情報又は土砂災害警戒情報：避難開始
- ③ 避難勧告：避難開始
- ④ 避難指示：避難開始

(3) 避難方法

ア エレベータ

- ① ストレッチャー ② 担架
- ③ 車いす ④ ベッドごと

イ 階段

- ① 徒歩（歩行可能者） ② 担架搬送
- ③ いす搬送 ④ 背負い搬送

(4) 避難経路の選定

施設内の避難経路は、別図1のとおりとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

(5) 施設外避難

施設内に避難できない場合は、〇〇地域ケアプラザ又は〇〇小学校地域防災拠点に避難する。移送手段は施設保有の車両、患者搬送車及び介護タクシーを活用する。

(6) 地域との連携

〇〇町内会との応援協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

なお、応援協定を締結している施設近隣地域に避難勧告等が発令されている場合は避難対象区域内の住民の避難場所として開放する。

10 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

ア 土砂災害の危険性

- ① 過去の災害事例
- ② 教訓
- ③ 施設周辺の災害履歴 等

イ 土砂災害の前兆現象

8 避難誘導等(2)避難の判断ア自主避難の判断に記載されている土砂災害の前兆現象について理解を深める。

ウ 情報受伝達体制

- ① 情報の種別（気象情報・避難情報）
- ② どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されるのか
- ③ 入手した情報を誰に、どう伝達するのか

エ 避難判断・誘導

- ① 自主避難の判断と重要性（がけ崩れの前兆現象、避難準備情報等）
- ② 避難場所の選定（安全な避難場所の事前選定の重要性）
- ③ 誰が誰をどのように誘導又は避難措置するのか

オ マニュアルの周知

- ① 班体制の確認
- ② 職員の役割確認

(2) 教育時期

出水期を向かえる時期に防災教育を実施する。

時期	実施予定月
梅雨入り前	5月中旬
台風発生時期前	9月初旬

11 訓練

訓練は、防災教育と一連で実施することが望ましいことから、教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ア 情報受伝達訓練（情報の受け方及び情報の発信方法）
- イ 避難判断訓練（特に自主避難についての判断）
- ウ 避難誘導訓練（誰が、誰を、どこへ誘導するのか）
- エ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、階段避難方法）

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの修正に反映させる。

< 添付資料 >

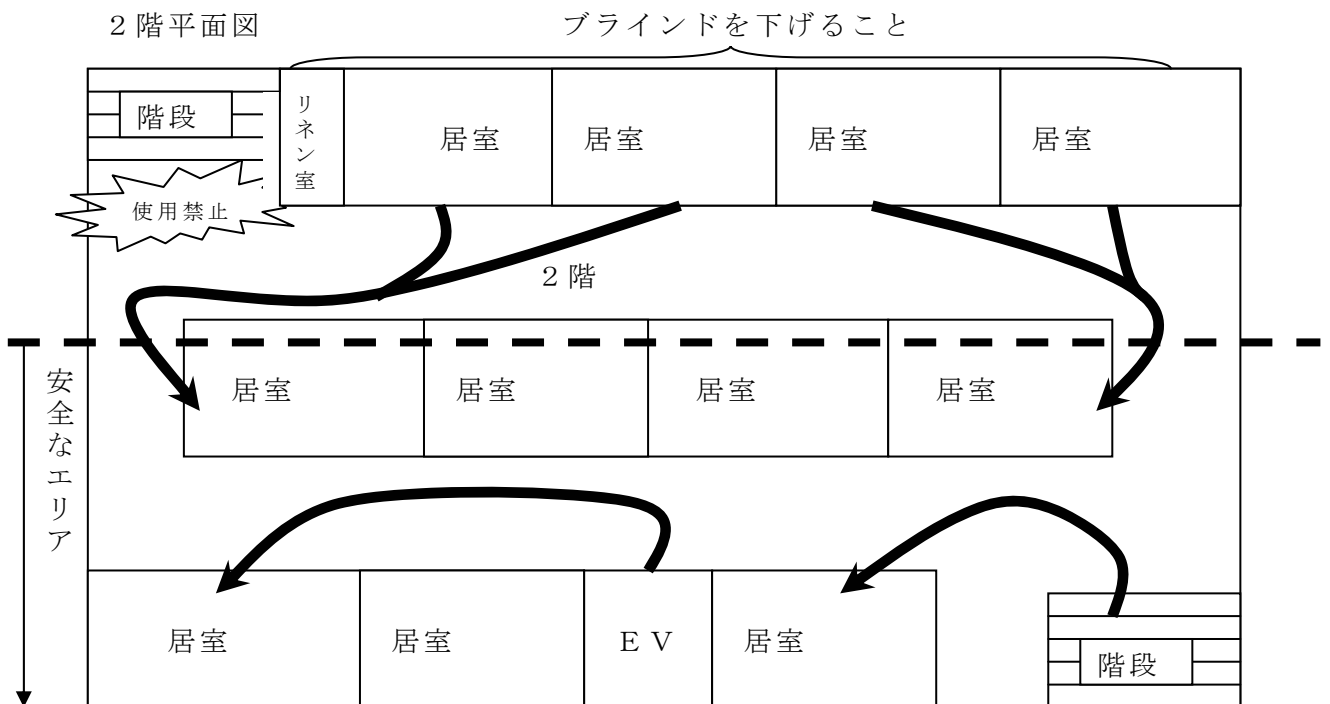
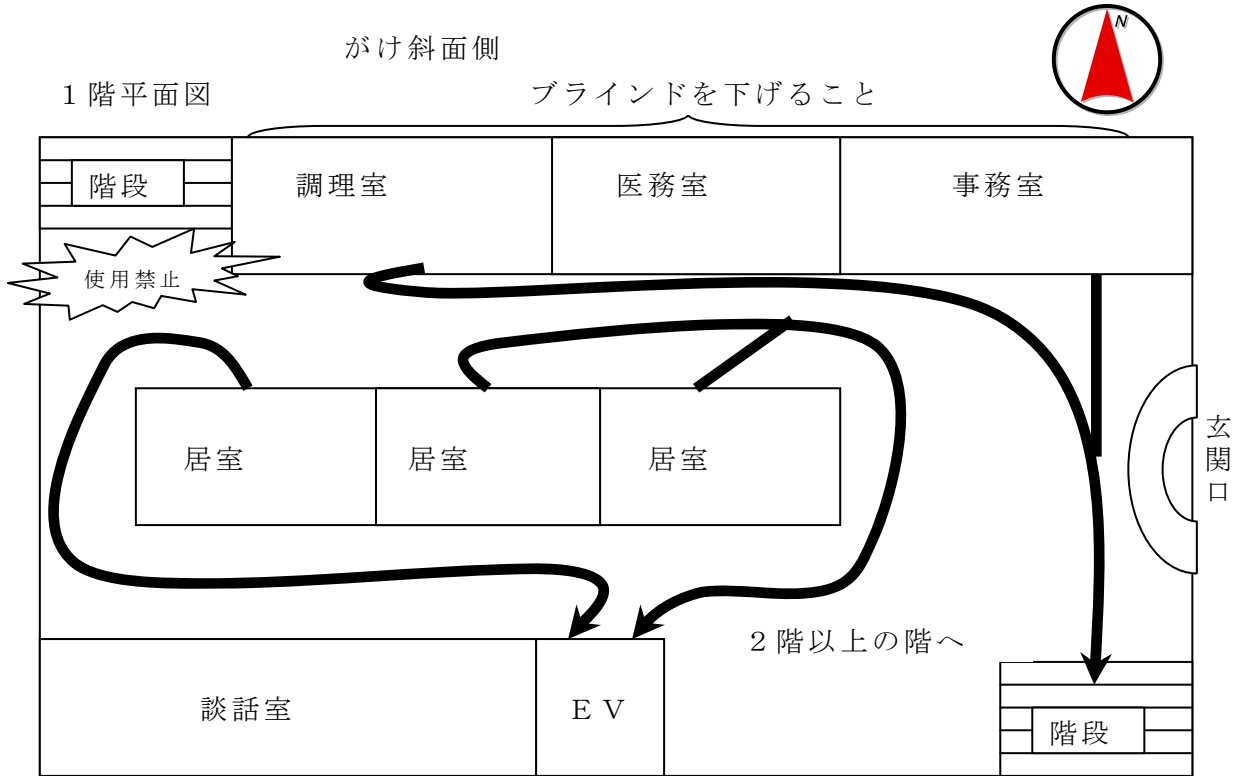
別図 1 : 屋内避難経路図

別図 2 : 施設周辺状況図

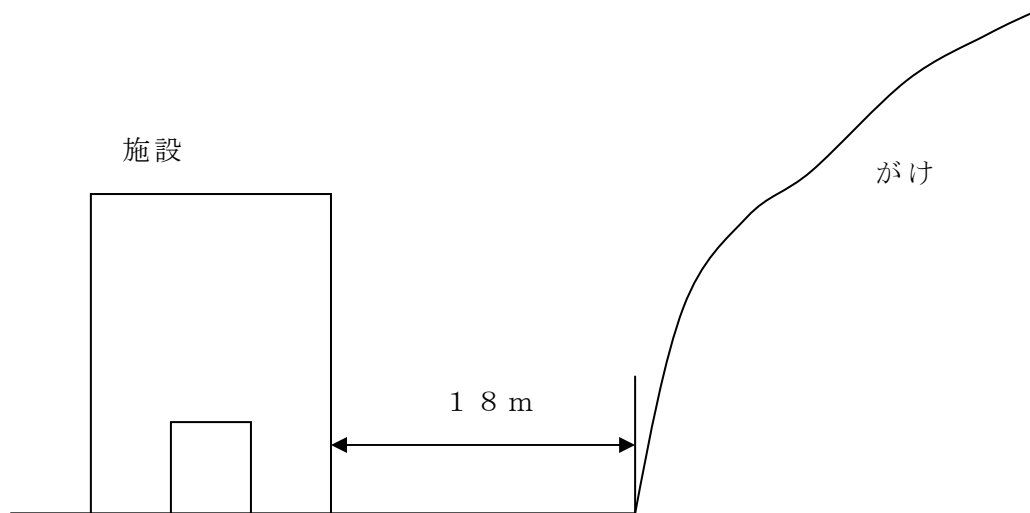
※ 別図 1 及び別図 2 を施設内に掲出すること

別図 1

屋内避難経路図



施設周辺状況図



本手引きに関して、ご不明点がありましたら下記担当課まで、お問い合わせください。

横浜市	安全管理局危機管理室危機対処計画課	TEL 671-4096
	E-mail: an-kikitaisho@city.yokohama.jp	
	こども青少年局こども家庭課	TEL 671-4289
	E-mail: kd-kokatei@city.yokohama.jp	
	こども青少年局障害児福祉保健課	TEL 671-4279
	E-mail: kd-syougaijifukuho@city.yokohama.jp	
	健康福祉局障害支援課	TEL 671-2416
	E-mail: kf-syoshien@city.yokohama.jp	
	健康福祉局高齢施設課	TEL 671-3923
	E-mail: kf-shisetsu@city.yokohama.jp	

平成 22 年 1 月 19 日 策定